

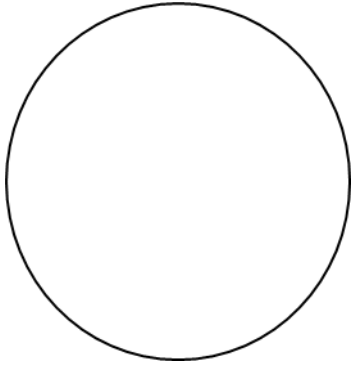
# 七尾市自殺対策計画（案）

2019年度～2023年度

平成31年3月

七尾市





は じ め に

## < 目次 >

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制	2
第2章 自殺の現状と課題	4
1 自殺の現状	4
(1) 自殺者数の推移	4
(2) 年代別の状況	5
(3) 原因・動機別の状況	7
2 これまでの取り組み	9
3 課題	15
第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標	16
1 施策の基本的な視点	16
2 計画の数値目標	18
第4章 施策の推進方策	19
施策の体系	19
I 自殺予防に向けた普及啓発の充実	20
II 自殺予防のための相談支援の充実	21
III 心の健康づくりと早期発見の促進	24
IV 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実	26
V 遺族等へのケアと支援施策の充実	26
主な取り組み一覧	28
関係資料	34

# 第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の推進体制



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

本市の自殺者数は、平成18年、19年において20人前後、自殺死亡率は、県・全国を上回っておりまして。このため、本市では、平成23年7月に「七尾市自殺対策行動計画」を策定し、「心身ともに健康で生き抜く力をもち、安全・安心のまちづくり」の実現を目指して、関係機関や関係団体と連携しながら自殺対策を推進してきました。

これまでの取組により、自殺者数は減少傾向にあるものの、未だ10人近くの方が、自ら命を絶つという残念な事態が続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、健康問題・経済・生活問題、及び家庭問題などとともに、個人の人生観や価値観などが複雑に関係していると言われており、その対策に当たっては、行政はもとより学校や地域、職場などが協力しながら市民挙げた取組として推進する必要があります。

人の命は何ものにも代えがたいことは言うまでもありませんが、自殺や自殺未遂は本人にとってこの上ない悲劇であるばかりでなく家族や周囲の人々にとっても大きな悲しみと生活上の困難をもたらすこととなり、社会にとっても大きな損失となります。

こうしたことから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるために、自殺対策行動計画を見直し策定します。

### 《国・県の動向》

平成18年6月	自殺対策基本法の成立（議員立法、10月施行）
平成19年6月	自殺総合対策大綱の閣議決定
平成24年8月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）
平成28年3月	自殺対策基本法の一部改正法の成立（議員立法、4月施行）
平成29年7月	自殺総合対策大綱の改定（閣議決定）
平成30年4月	石川県自殺対策計画の策定

## 2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項の規定に基づく、「市町村自殺対策計画」です。
- (2) 本計画は、七尾市における自殺対策を推進していくための総合的な計画で、県の「石川県自殺対策計画」を踏まえたものです。同時に「第 2 次七尾市総合計画」「七尾市健康増進計画（第 2 次）けんこう七尾 21」と整合性を図って策定したものです。

## 3 計画の期間

前計画の推進期間が平成 23 年度からの 10 年間でしたが、自殺対策基本法の改正及び新たな自殺総合対策大綱により、推進期間中の見直しを行いました。

本計画の推進期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

なお、計画は、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 4 計画の推進体制

- (1) 計画の推進に当たっては、「自殺対策委員会」を構成する各機関・団体が中心になって、各々の役割を果たすとともに、相互に緊密な連携、協力を図りながら、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- (2) また、自殺対策に関する機関・団体をはじめ、地域の関係団体や市民各位の協力を仰ぎながら、各種施策の取組を推進します。
- (3) 自殺対策委員会において、随時、計画の推進状況等について点検、評価し、P D C A サイクルを通じてその着実な推進を図ります。

### P D C A サイクル

- |            |                  |
|------------|------------------|
| P (PLAN)   | : 自殺対策計画を策定する    |
| D (DO)     | : 計画に基づいて対策を推進する |
| C (CHECK)  | : 点検・評価する        |
| A (ACTION) | : 分析結果を踏まえて改善する  |



# 七尾市自殺対策における連携体制

## 自殺対策委員会 (50音順)

- ・ 石川県司法書士会
- ・ 石川県七尾警察署
- ・ 石川県七尾児童相談所
- ・ 石川県能登中部保健福祉センター
- ・ 一般社団法人 七尾市医師会
- ・ 社会福祉法人 七尾市社会福祉協議会  
(七尾市地域包括支援センター)
- ・ 七尾市町会連合会
- ・ 七尾市・中能登町地域自立支援協議会
- ・ 七尾市民生委員児童委員協議会
- ・ 七尾労働基準監督署
- ・ メンタルヘルスボランティア花の会

## 自殺対策計画 実務担当者会議

- 七尾市庁内関係課・  
関係機関
- ・ 総務課
  - ・ 福祉課
  - ・ 子育て支援課
  - ・ 高齢者支援課
  - ・ 学校教育課
  - ・ 公立能登総合病院
  - ・ 七尾鹿島消防本部
  - ・ 健康推進課



## 第2章 自殺の現状と課題

### 1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

(2) 年代別の状況

(3) 原因・動機別の状況

### 2 これまでの取り組み

### 3 課題



# 第2章 自殺の現状と課題

## 1 自殺の現状

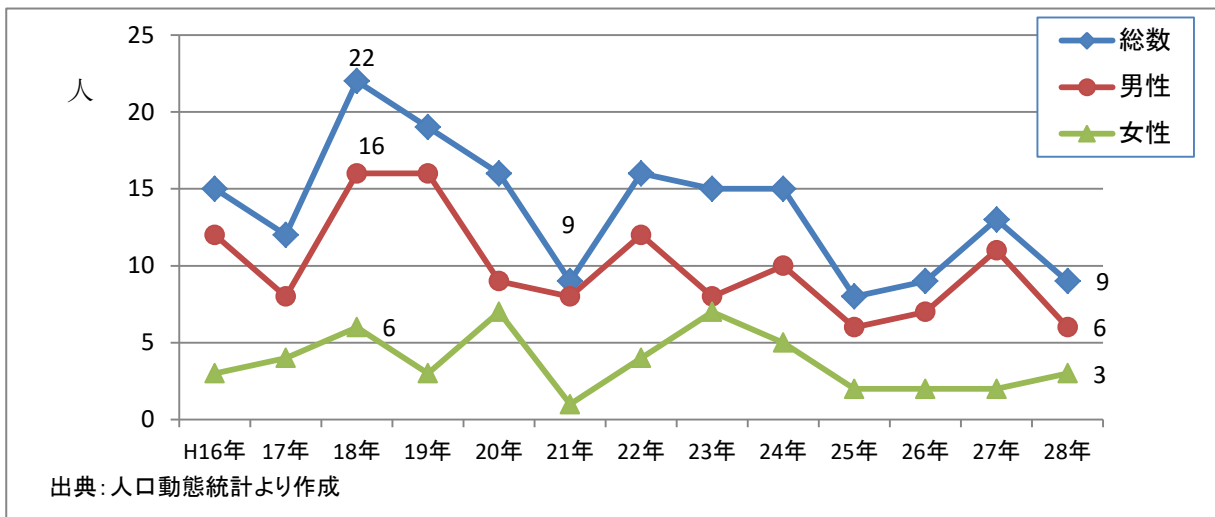
### (1) 自殺者数の推移〔図1、2〕

本市の自殺者数は、平成18年に22人をピークに平成21年に9人と大きく減少した後、増減を繰り返して平成28年に9人となっています。

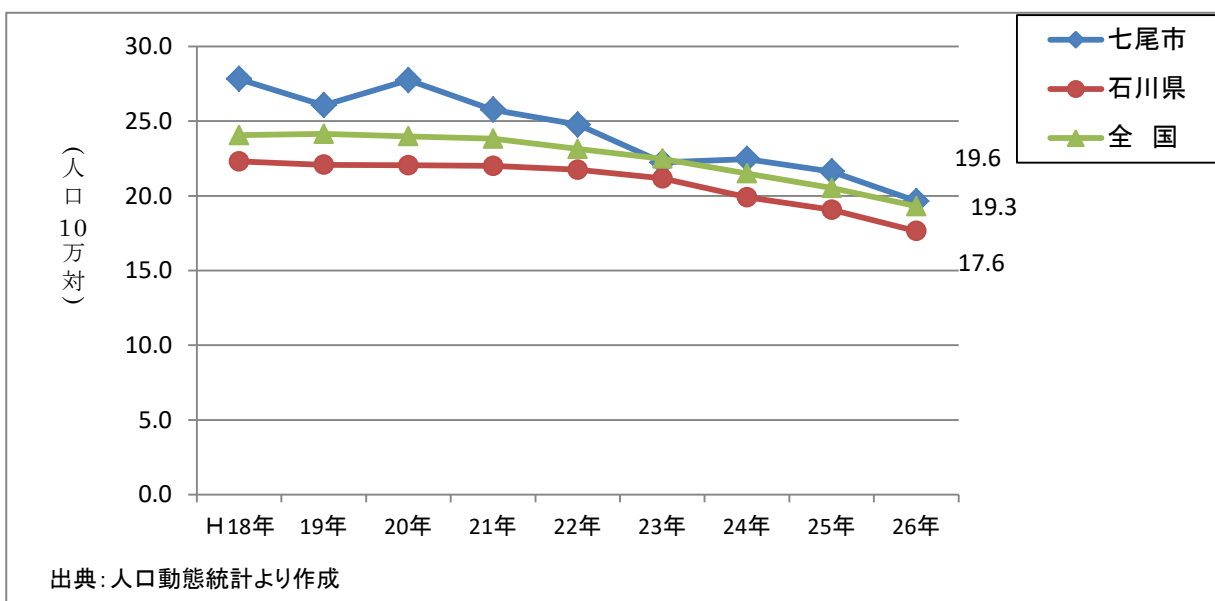
また、全国、石川県との自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）の比較では、本市の死亡数は1桁の時期もあるため5年移動平均での推移をみました。本市は、全国、石川県より高く推移しています。

性別の自殺者数では、近年、男性が全体の過半数を占めています。

〔図1〕 自殺者数・男女別の推移（七尾市）



〔図2〕 自殺死亡率（人口10万対、5年移動平均）の推移（全国、石川県）



(2) 年代別の状況〔表1、図3～6〕

年代別の自殺者数を平成21年から28年の8年間の合計105人でみると、70歳代以上で23人（21.9%）と最も多く、次いで60歳代21人（20.0%）、50歳代20人（19.0%）となっています。50歳代の約9割、60歳代の約7割が男性でした。〔表1〕

年代別の自殺死亡率（5年移動平均）の平成24年（平成22～26年）と平成26年（平成24～28年）を比較すると、29歳以下では増加傾向、その他の年代では減少傾向となっています。〔図3〕

一方、年代別の自殺死亡率（5年移動平均）を全国、石川県と比較してみると、70歳代以上を除いた年代で高い値となっています。〔図4〕

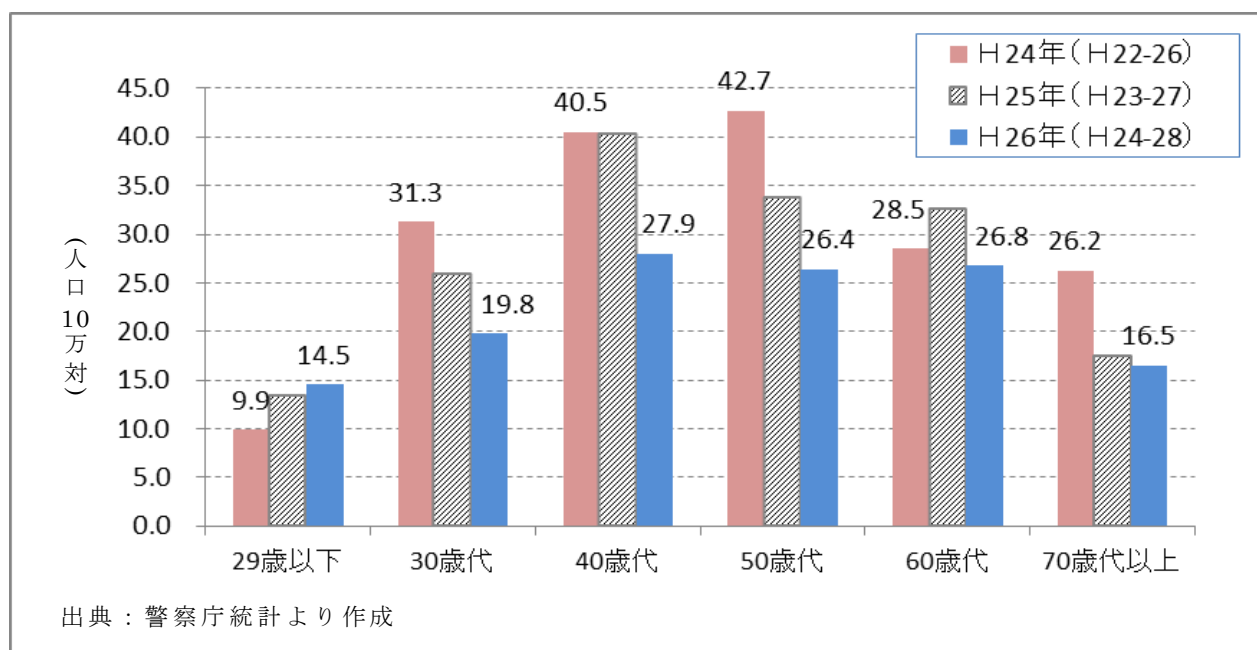
また、性別、年代別の自殺死亡率（5年移動平均）をみると、男性では60歳代で増加傾向、女性ではすべて減少傾向となっています。〔図5・6〕

〔表1〕 年代別・性別の自殺者数の状況（七尾市：H21-H28の合計）

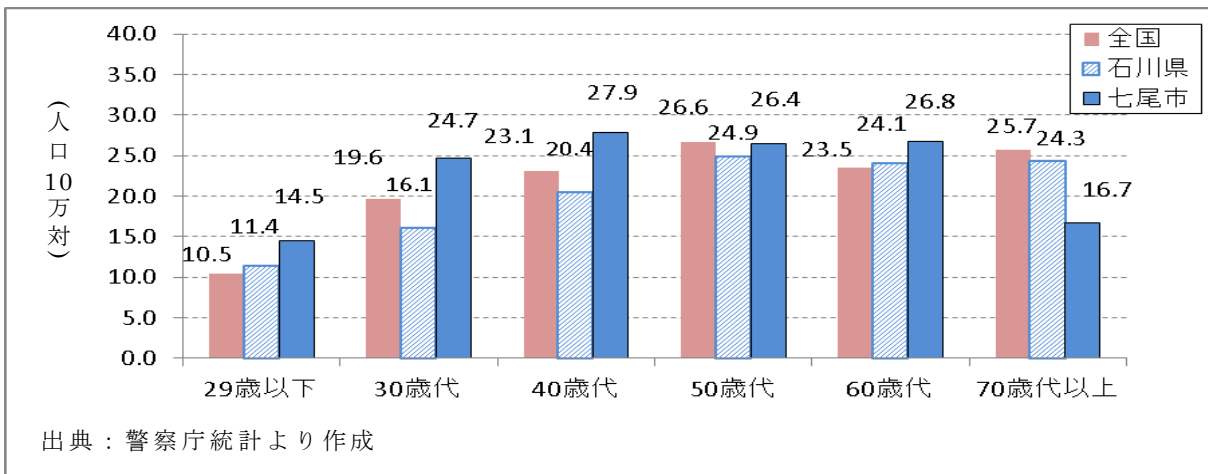
	29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合計
男性	7	8	11	17	15	14	72
女性	4	5	6	3	6	9	33
計	11	13	17	20	21	23	105
割合	10.5%	12.4%	16.2%	19.0%	20.0%	21.9%	100.0%

出典：警察庁統計より作成

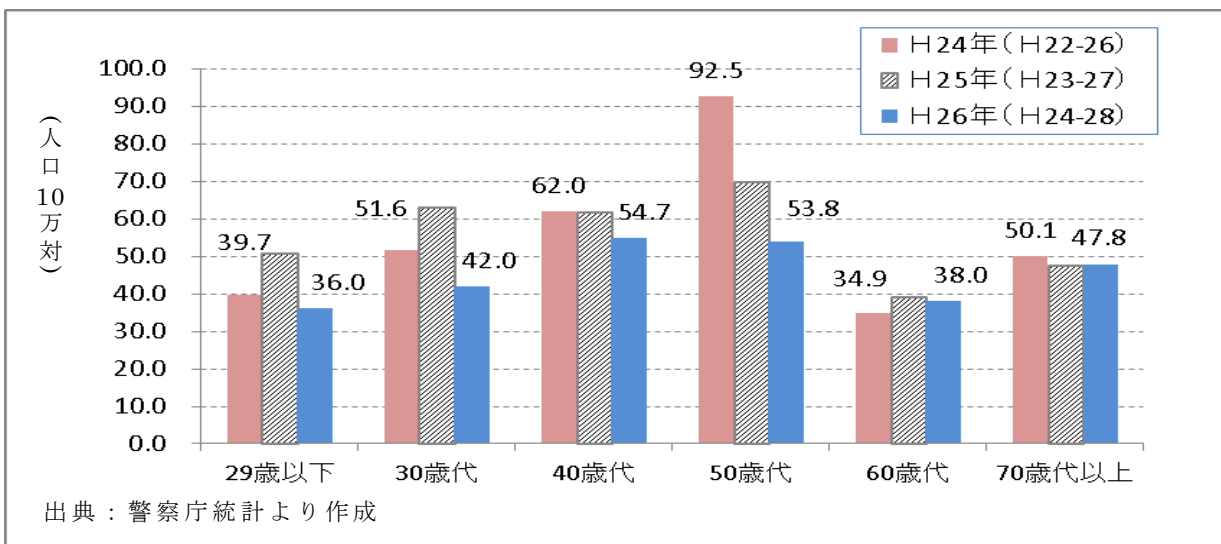
〔図3〕 年代別自殺死亡率（5年移動平均）の推移（七尾市）



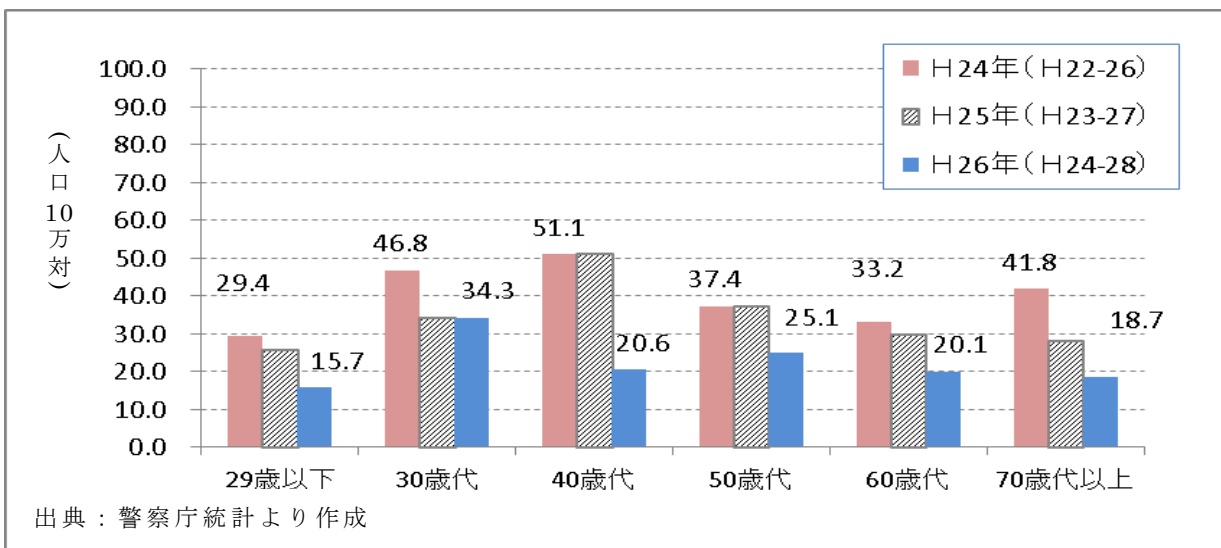
[図4] 年代別自殺死亡率（5年移動平均）の全国、石川県及び七尾市の比較（H26：H24-H28）



[図5] 男性の年代別自殺死亡率（5年移動平均）の推移（七尾市）



[図6] 女性の年代別自殺死亡率（5年移動平均）の推移（七尾市）



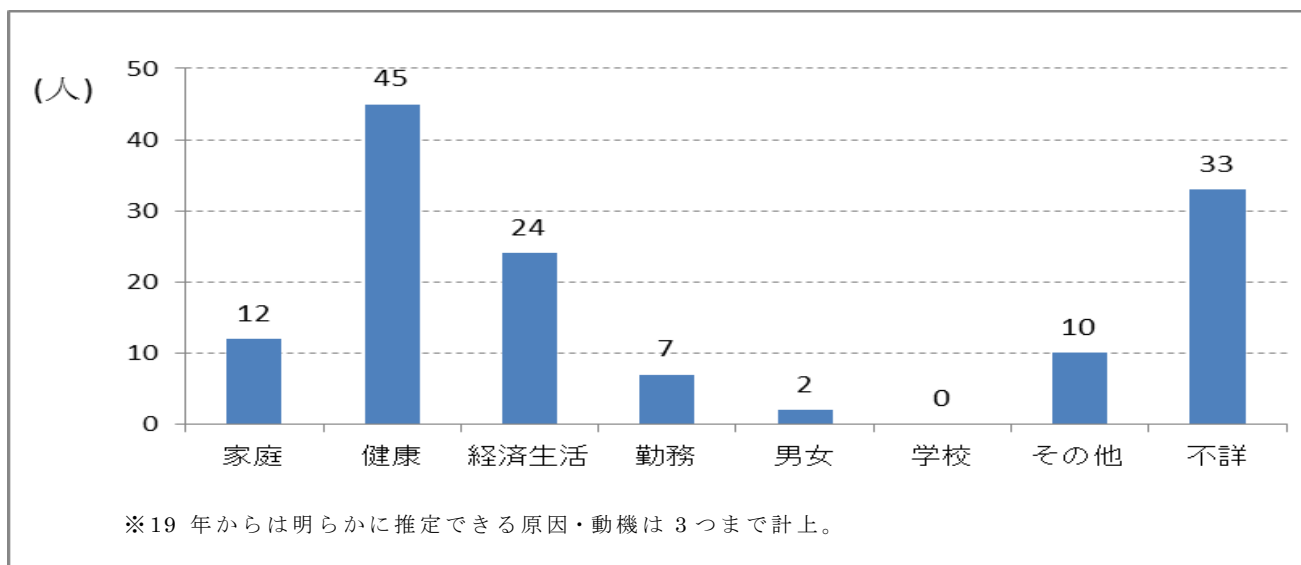
### (3) 原因・動機別の状況〔図7、表2、図8〕

平成21年から28年の合計人数で、原因・動機別について特定できたものをみると、「健康問題」45人（33.8%）と全体の3割を占め、次いで「経済・生活問題」24人（18.0%）となっています。〔図7〕

石川県の年代別の原因・動機別について平成21年から平成28年の8年間をみると、10歳代は「学校問題」、40歳代は「経済・生活問題」、その他の年代では「健康問題」の割合が最も高くなっています。また、50歳代、60歳代においては、「経済・生活問題」の割合も高くなっています。〔表2〕

石川県の自殺の原因・動機が「健康問題」とされたものについて、年代別による内訳をみますと、精神疾患によるものは50歳代以下において身体の病気によるものを上回っています。身体の病気によるものは年齢が上がるにつれ増加しており、60歳以上で身体の病気による自殺者の7割（74.6%）以上を占めています。〔図8〕

〔図7〕原因・動機別自殺者数の状況（七尾市 H21-H28の合計延べ133人）



出典：警察庁統計より作成

〔表2〕年代別自殺の原因・動機別順位（石川県H21-H28の合計）

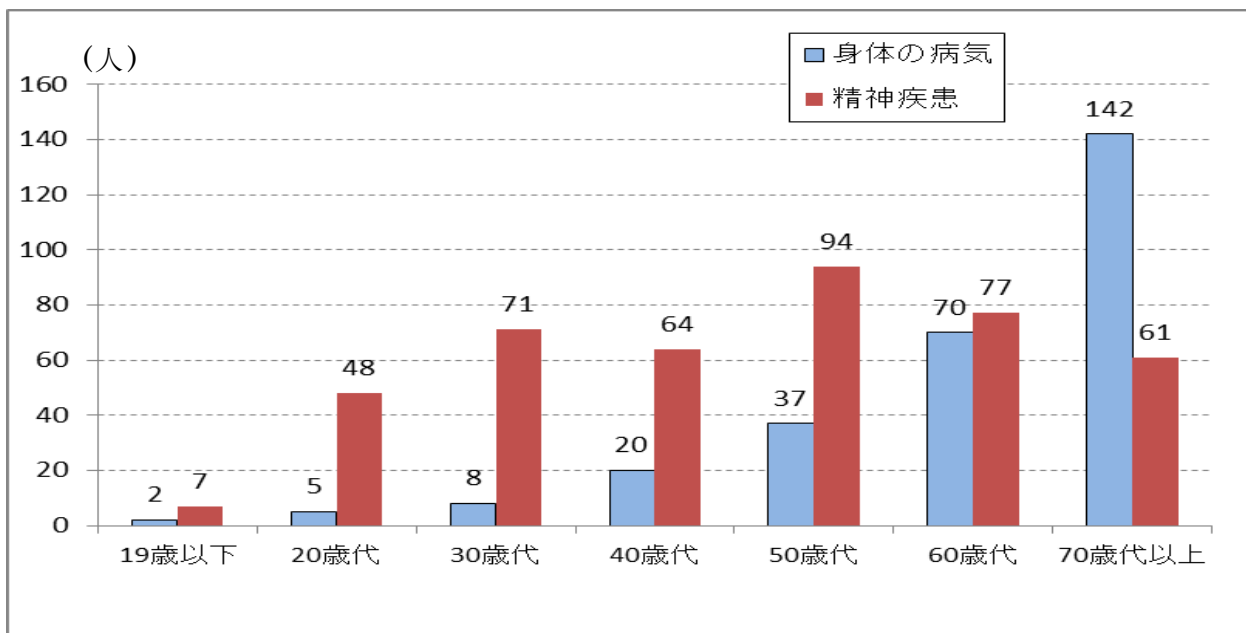
	第1位	第2位	第3位
10歳代	学校問題 (34.1%)	健康問題 (20.5%)	家庭問題 (15.9%)
20歳代	健康問題 (25.7%)	勤務問題 (17.0%)	経済・生活問題 (12.1%)
30歳代	健康問題 (34.2%)	経済・生活問題 (17.3%)	勤務問題 (13.4%)
40歳代	経済・生活問題 (29.7%)	健康問題 (28.4%)	勤務問題 (16.9%)
50歳代	健康問題 (39.0%)	経済・生活問題 (34.0%)	家庭・勤務問題 (11.7%)
60歳代	健康問題 (41.6%)	経済・生活問題 (24.4%)	家庭問題 (14.0%)
70歳代以上	健康問題 (51.2%)	家庭問題 (11.6%)	経済・生活問題 (5.3%)

※「その他」及び「不詳」を除いた順位

出典：「石川県自殺対策計画」（平成30年4月）6頁



[図8]年代別自殺者の健康問題の要因（石川県H21-H28の合計）



出典：「石川県自殺対策計画」（平成30年4月）7頁

## 2 これまでの取り組み

### (1) 自殺予防に向けた普及啓発の充実

自殺に関する情報や各種相談窓口等の情報を一元的に提供しました。

命の大切さについての理解を深めるとともに、市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、全国自殺予防週間（9月10日～16日）等における各種啓発活動を展開しました。

#### ア 自殺に関する情報の提供

区 分	平成27年度	
	施策内容・回数など	施策
広報・ケーブルテレビ等による啓発	◆広報ななお 「こころの健康相談」の日程掲載 週間・月間に合わせて自殺予防の掲載	◆広報ななお 「こころの健康 週間・月間に合
自殺予防コーナーの設置	◆パネル・パンフレット等の設置 (保健センター等、6ヶ所) ◆自殺予防の書籍コーナー設置 (中央図書館・本府中図書館)	◆パネル・パンフ (保健センター等 ◆自殺予防の書籍 (中央図書館・

#### イ 普及啓発活動の推進

区 分	平成27年度	
	施策内容・回数など	施策
自殺予防週間にあわせた普及啓発活動 (9月10日～9月16日)	◆自殺予防啓発パンフレット、相談窓口一覧の設置 (庁内関係窓口・自殺対策委員会関係機関等) ◆懸垂幕による啓発(本庁舎)、のぼり旗による啓発・ ポスター掲示(保健センター等、市内6ヶ所) ◆自殺予防キャンペーン (健康福祉まつり：10月3日)	◆のぼり旗による (保健センター等 ◆自殺予防キャン (健康福祉まつり
自殺対策強化月間にあわせた普及啓発活動 (3月)	◆七尾市相談窓口一覧及び啓発パンフレットの配布 (庁内関係窓口・自殺対策委員会関係機関・七尾駅他、 確定申告会場に設置)	◆七尾市相談窓口 (庁内関係窓口・ 七尾駅他、確定
こころの健康サポーター養成講座の開催 (ゲートキーパーの普及拡大)	◆ゲートキーパー市民向け講座(3回実施) 参加数 計101人 ◆自殺対策連絡会担当者へのゲートキーパー研修 参加数 15人	◆ゲートキーパー 対 象：①人権 ②小中 ③健康 ④健康
各学校への啓発	◆中学3年生に自殺予防冊子の配布 ◆成人式における相談窓口一覧および啓発 パンフレットの配布	◆全中学生に自殺
関係機関への啓発	◆自殺対策事業の紹介、相談窓口一覧等の配布 対 象：①民生児童委員協議会理事会 ②健康まちづくり推進員研修会(2回) ③在宅介護支援センター担当者会議 ④介護保険事業者連絡会 参加者 計223人	◆自殺対策事業の 対 象：①民生 ②健康 ③在宅 ④介護

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
相談の日程掲載 わせて自殺予防の掲載	◆広報ななお 「こころの健康相談」の日程掲載 週間・月間に合わせて自殺予防の掲載 ◆ケーブルテレビ文字放送 「こころの健康相談」の紹介	健康推進課
レット等の設置 市内3ヶ所) コーナー設置 本府中図書館)	◆自殺予防週間(保健センター等) ◆自殺対策強化月間(確定申告会場：本庁)	健康推進課 庁内関係課

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
啓発 市内3ヶ所) ペーン ：10月 1日)	◆街頭キャンペーン(県と共同) ◆のぼり旗による啓発、ポスター掲示 (保健センター等、市内3ヶ所) ◆自殺予防キャンペーン (健康福祉まつり：10月 7日)	庁内関係課
一覧及び啓発パンフレットの配布 自殺対策委員会関係機関・ 申告会場に設置)	◆七尾市相談窓口一覧及び啓発パンフレットの配布 (庁内関係窓口・自殺対策委員会関係機関・七尾駅他、 確定申告会場に設置)	庁内関係課
市民向け講座 擁護委員 学校衛生推進者 まちづくり推進員・市民 まちづくり推進員(2回) 参加数 計228人	◆関係機関へのゲートキーパー研修 対 象：①七尾市健康まちづくり推進員 ②民生委員児童委員協議会 ③在宅介護支援センター会議 ④中島地区民生児童委員 定例会 ⑤介護保険事業者連絡会 参加数 計140人	健康推進課 庁内関係課
予防冊子の配布	◆中学1年生に自殺予防冊子の配布 ◆成人式における相談窓口一覧の配布	健康推進課
紹介、相談窓口一覧等の配布 児童委員協議会理事会 まちづくり推進員研修会(2回) 介護支援センター担当者会議 保健事業者連絡会 参加者 計223人		健康推進課 庁内関係課

## (2) 自殺予防のための相談支援の充実

誰もが相談しやすい体制づくりに努め、関係機関等と連絡しながら相談窓口の充実を図りました。

自殺対策委員会・自殺対策連絡会の開催により、関係機関と連携して地域における見守りや相談体制の充実を図りました。

相談従事者等に対して、ゲートキーパー養成講座を開催し、資質の向上を図りました。

### ア 自殺に関する相談窓口の充実

	平成27年度	
区 分	施策内容・回数など	施策
七尾市相談窓口の周知	◆七尾市相談窓口一覧の作成・設置 医療機関、公共施設等 約2,200部	◆七尾市相談窓口 医療機関、公共

### イ 各種相談機関ネットワークの強化

	平成27年度	
区 分	施策内容・回数など	施策
自殺対策委員会 (関係機関・団体との連携強化)	日 時 : 8月 6日(木) 場 所 : 七尾サンライフプラザ 24会議室 参加数 : 22人	日 時 : 7月 場 所 : 七尾 参加数 : 22人
自殺対策連絡会 (七尾市庁内関係課との情報共有の強化、相談活動の充実)	◆第1回 日 時 : 6月 5日(金) 場 所 : 七尾サンライフプラザ 保健センター 参加数 : 15人 ◆第2回 日 時 : 12月18日(金) 場 所 : 七尾サンライフプラザ 保健センター 参加数 : 14人	日 時 : 7月 場 所 : 本庁 参加数 : 19人 (多重債務問題)

### ウ 相談従事者等の資質の向上

	平成27年度	
区 分	施策内容・回数など	施策
研修会の開催	◆自殺対策に係る相談支援研修会 対象者 : 市民相談を受ける窓口担当課職員 場 所 : 七尾サンライフプラザ 検診ホール 内容等 : 「自殺につながる病気の理解」 七尾松原病院 院長 中川 東夫 氏 「ゲートキーパーとは」 石川県能登中部保健福祉センター 参加数 19人 ◆庁外関係機関に対する相談支援研修会 対象者 : 七尾市社会福祉協議会職員 場 所 : 七尾サンライフプラザ 社会福祉協議会 内容等 : 「こころつながゲートキーパー ～支援者としてできること～」 市保健師 2回実施 参加数 計42人	◆自殺対策に係る 対象者 : 市民 場 所 : 本庁 内容等 : 「自殺 七尾 「ゲー 石川 「七尾

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
一覧の作成・設置 施設等 約3,500部	◆七尾市相談窓口一覧の作成・設置 医療機関、公共施設等 3,700部	健康推進課 庁内関係課

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
14日(木) サンライフプラザ 24会議室	日 時 : 8月3日(木) 場 所 : 七尾サンライフプラザ 23会議室 参加数 : 20人	庁内外関係機関
7日(木) 201会議室  対策庁内連絡会と合同開催)	日 時 : 7月28日(金) 場 所 : 七尾サンライフプラザ 検診ホール 参加数 : 9人	庁内関係課

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
相談支援研修会 相談を受ける窓口担当課職員 201会議室 「つながる病気の理解」 松原病院 院長 中川 東夫 氏 「トキーパーとは」 県能登中部保健福祉センター 市の自殺対策と庁内連携の 必要性について」 市保健師  参加数 17人	◆自殺対策に係る相談支援研修会 実施せず	健康推進課

### (3) 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療の促進

地域における心の健康教室やメンタルヘルス講演会等で心身の健康増進への取り組み、ストレスの対処法や自殺、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めました。

うつスクリーニングを活用し、うつ病の早期発見に努めました。

#### ア 心の健康づくりの推進

区 分	平成27年度	
	施策内容・回数など	施策
地域における心の健康教室	◆高齢者の心の健康教室 講 師：七尾松原病院 心理士 中田 照美 氏 会 場：袖ヶ江公民館、御祓公民館、西三階集会所 大泊集会所 参加数 計77人	◆高齢者の心の健 講 師：七尾松 会 場：江泊集
若年層のこころの健康教室	◆若年層のこころの健康づくり事業<新> 内 容：「こころの健康と適切なストレス対処法」 講 師：七尾松原病院 心理士 中田 照美 氏 対 象：田鶴浜中学3年生 参加数 49人	◆若年層のこころ 内 容：「こころ 講 師：七尾松 対 象：①能登 ②朝日
メンタルヘルス講演会	日 時：10月25日(日) 14:00~15:30 場 所：七尾サンライフプラザ検診ホール 内 容：「心の危険信号を見逃さないために ～あなたと大切な人の命を守ろう～」 講 師：精神科医 西村 正史 氏 参加数 27人	日 時：10月16 場 所：七尾サ 内 容：「気づ 講 師：精神科医

#### イ 心の病気の早期発見の促進

区 分	平成27年度	
	施策内容・回数など	施策
うつスクリーニングの実施	◆心の健康チェック 高齢者のこころの教室	◆心の健康チェック
こころの相談の充実	◆心理士による相談(毎月第3火曜日) ◆随時相談 実21人(うち、心理士による相談4人)、延112人 ◆弁護士による法律相談(委託事業) 年6回実施 27人	◆心理士による相談 ◆随時相談 実20人

### (4) 自殺未遂者、遺族等への心のケアの充実

自殺未遂者等のハイリスク者には、県や医療機関等との連携をとり、心のケアをしてきました。

石川県が行っている遺族交流会等の情報提供に努めました。

#### ア 自殺未遂者等のハイリスク者への対応

区 分	平成27年度	
	施策内容・回数など	施策
自殺未遂者等に対する対応	◆メンタルヘルス講演会での啓発	◆メンタルヘルス ◆必要に応じて

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
康教室 原病院 心理士 中田 照美 氏 会所、後島会館、新垣会館 参加数 計54人	◆高齢者の心の健康教室 講 師：七尾松原病院 心理士 中田 照美 氏 会 場：緑ヶ丘 参加数 17人	健康推進課
の健康づくり事業 の健康と適切なストレスの対処法」 原病院 心理士 中田 照美 氏 香島中学校1年生 中学校3年生 参加数 計127人	◆若年層のこころの健康づくり事業 市内全中学校 内 容：「こころの健康教室」 講 師：七尾松原病院 心理士 中田 照美 氏 対 象：①七尾中学校1年生 ②中島中学校2年生 ③七尾東部中学校1年生 ④能登香島中学校1年生 参加数 計351人	健康推進課
日(日) 13:30～15:00 ンライフプラザ検診ホール いていますか？心の危険信号 ～あなたと大切な人の命を守るために～ 西村 正史 氏 参加数 20人	日 時：10月16日(木) 14:00～15:30 場 所：七尾サンライフプラザ 検診ホール 内 容：「メンタルヘルスについて」 講 師：七尾松原病院 院長 中川 東夫 氏 参加数 22人	健康推進課

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
高齢者のこころの教室 (毎月第3火曜日) (うち、心理士による相談4人)、延229人	◆心の健康チェック 高齢者のこころの教室 ◆心理士による相談(毎月第3火曜日) ◆随時相談 実14人(うち、心理士による相談3人)、延82人	健康推進課

平成28年度	平成29年度	
内容・回数など	施策内容・回数など	実施主体
講演会での啓発 関係機関と連携する(ケースなし)	◆メンタルヘルス講演会での啓発 ◆関係機関と連携して対応 ◆自殺未遂者に対して救急告示病院との連携体制の検討 ◆退院後支援としてケース会議参加	健康推進課

### 3 課題

- (1) 本市の自殺者数は、平成18年の22人をピークに平成21年には9人と大きく減少した後、増減を繰り返し平成28年に9人と減少しています。年代別の自殺死亡率(5年移動平均)をみると、29歳以下が増加傾向となっており、全国、石川県と比較しても本市が高くなっています。[図1・3・4]

子ども・若者の心の健康づくりの推進やいじめを苦しめた子どもの自殺予防など若年層の自殺対策の更なる推進が課題となっています。

- (2) 30歳代から60歳代の自殺死亡率は減少傾向にありますが、全国、石川県と比較すると本市が高くなっています。その原因・動機(石川県)としては「健康問題」、「経済・生活問題」の割合が高くなっています。自殺の原因・動機が「健康問題」とされたものについては、精神疾患によるものは50歳代以下において身体の病気によるものを上回っています。[図3・4・7・8・表2]

健康問題については、職場の人間関係や仕事の悩み等の精神面の問題を抱える者や、就労を含めた社会的な問題に直面している者が多く、就労や経済面、家族のサポートを含めた相談支援等の充実が課題となっています。また、経済・生活問題については、失業者や多重債務者等に対する相談支援の充実の強化に加えて、メンタルヘルス対策の更なる推進も課題となっています。

- (3) 本市の70歳代以上の高齢者の自殺死亡率は減少傾向にあります。しかし、年代別の自殺者数では最も多く、その原因・動機(石川県)としては「健康問題」が50%以上を占めています。[図3・表1・2]

今後の高齢者人口の増加を踏まえると、慢性疾患や高齢者のうつ病等の心身の健康問題への相談支援の充実の強化に加え、孤立のリスクを抱えるおそれのある高齢者の生きがいくりの更なる推進が課題となっています。



## 第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

### 1 施策の基本的な視点

### 2 計画の数値目標



# 第3章 施策の基本的な視点と計画の数値目標

## 1 施策の基本的な視点

### (1) 自殺予防に向けた普及啓発の充実

多くの自殺は、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、自殺を考えるような危険な状態に追い込まれた場合には、誰かに援助を求めることが必要であることや、原因となっている悩みを解消するために必要な支援を受けることで自殺は防ぐことができるという一歩進んだ観点から自殺予防に向けた積極的な普及啓発活動を推進します。

### (2) 自殺予防のための相談支援の充実

自殺を予防するためには、危険な状態に追い込まれる前に、原因となっている悩みを解消することが重要です。

制度の狭間にある人や様々な問題を抱えて自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援につなげていくために、地域住民と公的機関の協働による包括的な支援体制づくりの取組や生活困窮自立支援制度など各種施策との連携を図ります。

また、自殺に至る要因は様々で、若年層では学校問題、中高年では健康問題、経済・生活問題、高齢者では健康問題（特に身体の病気）や孤独・孤立等が大きな要因となっています。

自殺の要因別や世代別により、専門的できめ細やかな相談支援に努めます。

### (3) 心の健康づくりと早期発見の促進

自殺は、様々な要因をきっかけに、多くはうつ病などの心の病気の発症によって適切な判断ができなくなった末の死と言われています。

自殺対策を進める観点からも、心の病気にならないためのストレスの要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持と増進になお一層努めるとともに、心の病気の早期発見を促進します。

また、地域、学校における心の健康づくりを推進します。

### (4) 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実

自殺未遂者の4割以上が過去に自殺未遂の経験を有するとの調査報告もあることから、再発防止のためにも自殺未遂者及びその親族等に対する心のケアが重要となっています。

救急医療と精神科医療との連携強化に努めるとともに、継続的な支援を進めます。

#### (5) 遺族等へのケアと支援施策の充実

遺族等については、経済的な問題ばかりではなく、心の支えを失った精神的なショックや自責の念などによって追いつめられる場合も多いため、心理的な影響を和らげるためのケアが重要となっています。遺族等への相談支援の周知に努めます。

## 2 計画の数値目標

国は、2026年までに自殺死亡률을2015年（平成27年）と比べて30%以上の減少を目標にしています。

本市は、単年では変動があるため、直近の過去5年間の平均値で算出し目標値とします。

	2012年～2016年 (平成24年～28年) (現状)	2017年～2021年 (中間)	2022年～2026年 (目標)
自殺死亡率 (人口10万対)	19.6	16.7以下	13.8以下
<b>【参考】</b> 自殺者数	11人	9人以下	7人以下

※数値目標は、国の自殺総合対策大綱に準じて設定

※自殺死亡率、自殺者数は人口動態統計による。

※自殺死亡率は、人口10万人に占める人数

※数値目標の自殺者数は、2025年の人口推計値49,278人国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（2018年推計）を使用して算出  
自殺者数の目標値は人口により異なる。

### <参考> 自殺対策計画 数値目標の算出根拠

目標自殺死亡率の算出			
(H24～28 自殺死亡率の平均)	(30%減少)	(減少率)	
19.6	$\times \frac{30}{100}$	=	5.8%
	(減少率)	(目標自殺死亡率)	
19.6	-	5.8%	= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13.8</span>
※自殺死亡率は人口10万対の自殺死亡数			
目標自殺死亡数の算出			
2025年 (人口推計値)	(目標自殺死亡率)	(目標自殺死亡数)	
49,278人	$\times$	13.8	= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6.8 ≒ 7</span>
	$\frac{\quad}{100,000}$		



## 第4章 施策の推進方策

### 施策の体系

- I 自殺予防に向けた普及啓発の充実
- II 自殺予防のための相談支援の充実
- III 心の健康づくりと早期発見の促進
- IV 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実
- V 遺族等へのケアと支援施策の充実

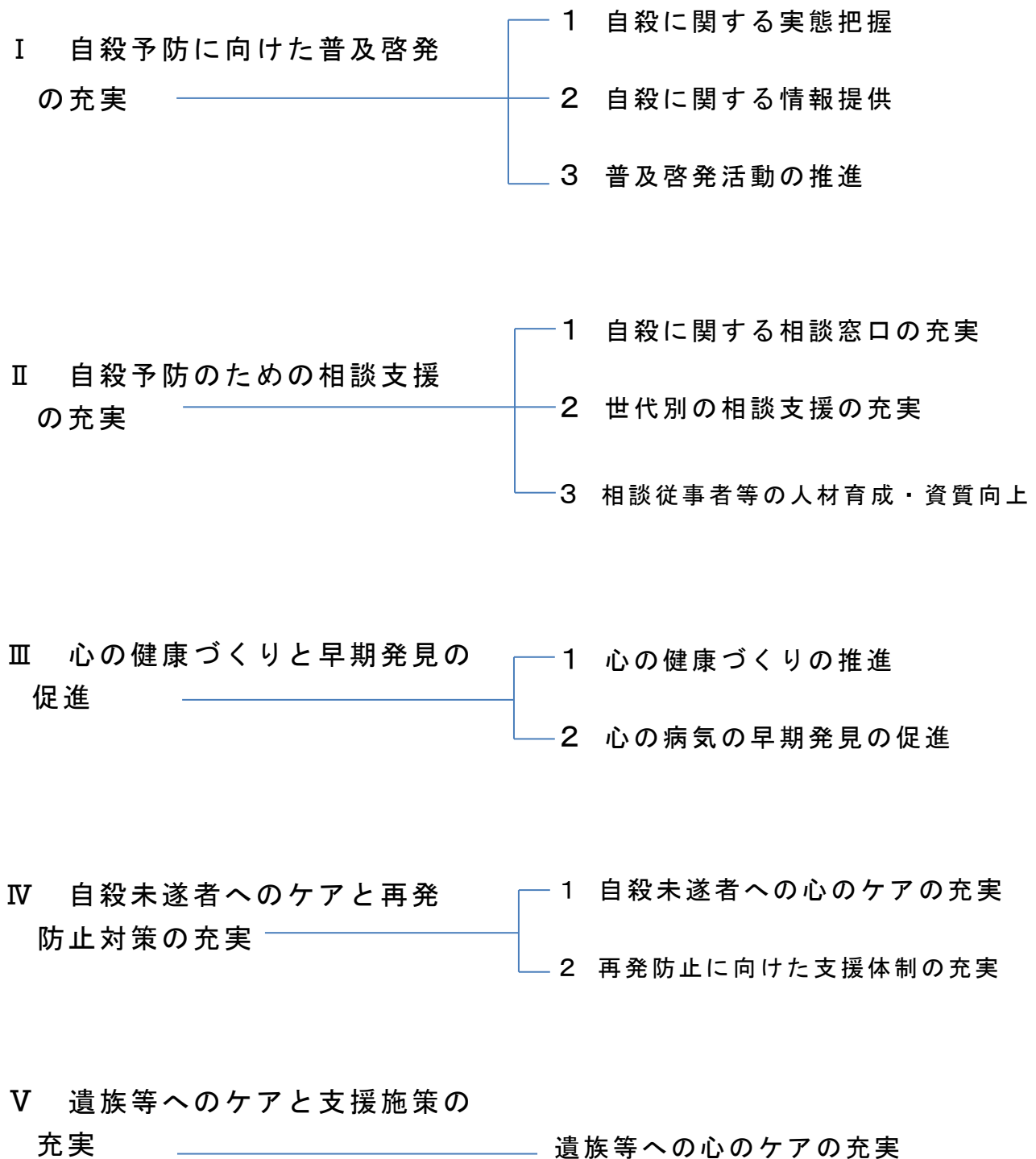
### 主な取り組み一覧





# 第4章 施策の推進方策

## 施策の体系



## I 自殺予防に向けた普及啓発の充実

### ■現状と課題

これまで、全国自殺予防週間（9月10日から9月16日）や自殺対策強化月間（3月）に併せ、県と連携し、市民一人ひとりの気づきや見守りを促すための各種啓発活動に取り組んできたところです。

多くの自殺は、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり、自殺に追い込まれるような危険な状態になった場合には、誰かに援助を求めることが必要であることや、悩みを抱えた人が必要な支援が受けられることで自殺は防ぐことができるという一歩進んだ観点からの普及啓発活動が求められています。

また、自殺の実態把握を実施し、効果的な自殺対策を推進するとともに、教育活動や広報活動等を通じた心の健康の保持に関する正しい知識の情報発信が課題となっています。

### ■推進施策

#### 1 自殺に関する実態把握

- (1) 自殺対策計画実務担当者会議及び自殺対策委員会で自殺に関する統計情報（自殺実態プロファイル等）を活用し、その背景や要因等についての実態把握を進めます。

#### 2 自殺に関する情報提供

- (1) 広報、ホームページ等を活用し、自殺に関する総合的な情報を誰もがわかりやすいように提供します。
- (2) 自殺の要因となる健康問題や経済・生活問題等に関する各種相談窓口等の情報を一元的に提供します。
- (3) 児童生徒が命の大切さを実感できる教育やストレスへの対処方法を身につけるための「SOSの出し方に関する教育」等を進めます。

#### 【目標値】

区分	現状値		目標値		備考
市内小中学校において「SOSの出し方に関する教育」等を実施している学校数	2017年度 (H29年度)	中学校 4校	2022年度	小中学校 全校	市健康推進課 調べ

### 3 普及啓発活動の推進

- (1) 自殺の問題に関する市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、全国自殺予防週間や自殺対策強化月間等における各種啓発活動を展開します。また、自殺や精神疾患に対する偏見を取り除くため、教室等を通じて正しい知識の普及を図ります。

#### 【全国自殺予防週間と自殺対策強化月間】

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、法第7条に「自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び「自殺対策強化月間」（3月）が規定され、国や県等が連携し「自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開すること」「自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開すること」とされました。

#### 【世界自殺予防デー】

世界保健機関（WHO）では、2004年以降、毎年9月10日を「世界自殺予防デー」と定めて世界中の関心を喚起しています。

## II 自殺予防のための相談支援の充実

### ■現状と課題

自殺に関する相談については、庁内関係課が実施する心と身体の健康相談、女性の悩みについての相談等に加え、専門機関との連携による多重債務・経済問題等の相談にも対応してきました。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題等様々な要因が関係しており、自殺を予防するためには、危険な状態に追い込まれる前に、原因となっている悩みを解消することが重要です。

関係機関等との連携により様々な問題を抱えた人への相談支援体制の充実を図るとともに、地域住民と公的機関の協働による相談支援や生活困窮者自立支援制度など各種施策との連携が必要となっています。

また、世代別にみると若年層では学校問題、中高年では経済・生活問題、高齢者では健康問題（特に身体の病気）や孤独・孤立等が大きな要因となっており、それぞれの世代に応じた、きめ細かな相談支援の充実が求められています。

## ■推進施策

### 1 自殺に関する相談窓口の充実

- (1) 相談しやすい環境として、随時心の相談を実施します。
- (2) 関係者間で本市の自殺実態に関する認識を共有し、誰もが相談しやすい市内横断的な体制づくりの検討に努めるとともに、関係機関や団体等と連携しながら相談窓口の充実に努めます。
- (3) 民生委員・児童委員や町内会等と連携し、地域における見守りや相談体制の充実に努めるとともに、自殺に関する相談窓口の周知に努めます。
- (4) 自殺に関する相談を行っている公的機関や民間団体等で構成される自殺対策委員会により連携強化に努めます。
- (5) 自殺と関連の深いうつ病やアルコール健康障害、ギャンブル依存などの相談者には、医療機関や県と連携して相談支援の充実に努めます。

### 2 世代別の相談支援の充実

#### 【若年層・妊産婦】

- (1) いじめが自殺の原因になることもあることから、オアシスライン（親と子のなんでも電話相談）等でのいじめに関する相談支援の充実に努めます。
- (2) 不登校の子どもへの支援については、早期から支援につながるよう効果的な取組等を、関係機関と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実に努めます。
- (3) 保健室や相談室等を開かれた場として、養護教諭等が行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラー等による心のケアの充実など学校における相談体制の充実に努めます。
- (4) ひきこもりに悩む人が社会生活の再開や自立を目指すことができるよう、県等と連携し、本人や家族に対する相談支援の充実に努めます。
- (5) 児童虐待は、子どもの心身の発達と人格形成に大きな影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ることから、要保護児童対策地域協議会の開催により、関係機関と連携し、虐待の発生予防や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援体制の充実に努めます。
- (6) ひとり親家庭は様々な困難を抱えている場合が多いことから、保護者や子ども等の生活の安定に向けて、就業支援や経済的支援、子育て支援等の相談支援の充実に努めます。
- (7) 女性に関する家族関係、仕事や育児の悩み及び配偶者等からの暴力による被害に対して、関係機関と連携し、相談支援の充実に努めます。
- (8) 産後はホルモンの変化や育児ストレス等で精神的に負担のかかる時期であるため、産科医療機関や精神科医療機関、県等の関係機関が連携し、産後うつ病の早期発見や適切な支援の充実に努めます。また、妊娠期から出産後

の養育に支援が必要な妊産婦等に対しても、医療機関や県など関係機関との連携を図り、妊娠から出産・育児に至るまでの継続した支援の充実に努めます。

### 【中高年】

- (9) 生活や就労、労働に関する相談窓口の紹介や情報提供を行い、就労促進を図ります。
- (10) 保健師等による心と身体に関する相談を随時実施します。国民健康保険特定健康診査の受診後の保健指導時に、必要な方には心の相談支援を実施します。
- (11) 就労等の様々な課題を抱える生活困窮者に対しては、「生活サポートセンターななお」の専門の支援員による包括的な支援を実施して自立の促進に努めます。
- (12) 多重債務者が自殺に追い込まれることがないように、多重債務の解消に向けた相談支援の充実に努めます。
- (13) 市税・保険税などの滞納者には納付相談を進めます。

### 【高齢者】

- (14) 保健師等による心と身体に関する相談を随時実施します。
- (15) 地域の通いの場等において相談があった場合、相談窓口の周知に努め、関係機関につなげる仕組みづくりを推進します。
- (16) 社会的な役割の喪失や近親者の死による喪失体験をした高齢者の孤立を防止するための相談支援の充実に努めます。
- (17) 介護者は、心身とも共大きな負担を抱えていることから、関係機関と連携し、介護者に対する相談支援の充実に努めます。
- (18) 多重債務者が自殺に追い込まれることがないように、多重債務の解消に向けた相談支援の充実に努めます。
- (19) 様々な課題を抱える生活困窮者に対しては、「生活サポートセンターななお」の専門の支援員による包括的な支援を実施して自立の促進に努めます。
- (20) 市税・保険料などの滞納者には納付相談を進めます。

## 3 相談従事者等の人材育成・資質向上

- (1) 住民自らの見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員や介護事業に従事する介護支援専門員及び介護福祉士等に対し、研修の機会を通じて、心の健康づくりや自殺予防に関する知識の普及及びゲートキーパーの養成を進めます。

## 【目標値】

区分	現状値		目標値		備考
ゲートキーパー 養成研修受講者数	2017年度 (H29年度)	805人	2022年度	1,480人 以上	市健康推進課調べ

### 【ゲートキーパーとは】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

特別な資格は必要なく、周りの人の異変に気付いた場合、適切な行動ができるように研修会を実施し、身近なゲートキーパーとして支援の輪を広げています。

## Ⅲ 心の健康づくりと早期発見の促進

### ■現状と課題

心の健康づくりについての講演会には、講師に精神科医及び臨床心理士等を招き、心の健康の保持・増進について普及啓発を行っています。

うつ病等の自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な治療を行うことは、自殺対策を進めるうえでも極めて重要な課題です。

また、自殺の原因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応など、心の病気にならないよう、地域、学校、職場における心の健康づくりを推進することが求められています。

### ■推進施策

#### 1 心の健康づくりの推進

- (1) 青少年の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援が、児童生徒の自殺予

防につながることから、学校での授業や体験活動等の一層の充実を図り、青少年の心の健康の保持・増進を進めます。

- (2) 18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、休業前から期間中、休業明けの時期にかけて、学校等における早期発見・見守り等の取組を進めます。
- (3) 個別対応の「こころの健康相談」を充実させるとともに、心の健康づくり講演会等を実施し、地域における心の健康づくりを推進します。
- (4) 家に閉じこもりがちな高齢者が、心身とも活動力が低下しないために地域での「通いの場」の参加により、高齢者の生きがいをづくりと健康づくりを推進します。

## 2 心の病気の早期発見の促進

- (1) うつ状態にある人を早期発見するため、健康相談等の機会を活用したうつ病スクリーニング検査を実施します。
- (2) がん検診等の集団検診会場にて心の自己チェック票を配布し、該当する場合は随時、心の相談につなげます。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストの実施を推進します。
- (4) 産後うつ病等を早期発見するため、医療機関及び県と連携し、産婦健康診査等を活用したうつ病スクリーニング検査の実施を推進します。
- (5) 思春期や青年期では、不登校やひきこもりの原因として精神的な病気が潜む場合も少なくないことから、医療機関及び県と連携し、不登校の児童や生徒の心の病気の早期発見に努めます。

### 【目標値】

区分	現状値		目標値		備考
睡眠によって休養が十分にとれていない人の割合	2017年度 (H29年度)	24.7%	2022年度	20% 以下	国保特定健康診査法定報告
育児に心配・困りごとがある母親の割合 (生後1～2ヶ月)	2016年度 (H28年度) 2017年度 (H29年度) の平均	19.5%	2021年度 2022年度 の 平均	17.6% 以下	母子保健事業報告

## IV 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実

### ■現状と課題

自殺未遂者の対策については、これまで、自殺未遂者を受け入れる救急医療現場において、必要な精神科医療が確実に提供されるよう救急医療と精神科医療の連携に努めるとともに、地域との連携により自殺未遂者を継続的に支援する体制づくりを進めてきたところです。

しかしながら、自殺者の自殺未遂の経験を有する者の割合は、平成24年以降、増加傾向となっており、自殺未遂者の再企図を防ぐための対策の更なる推進が課題となっています。

また、自殺未遂者が自殺企図に至った要因を克服し、社会に復帰するためには周囲の継続的な支援が必要であり、自殺未遂者及びその親族等への支援の充実が求められています。

### ■推進施策

#### 1 自殺未遂者への心のケアの充実

- (1) 自殺未遂者を受け入れる救急医療現場において、必要に応じて精神科医療が提供されるよう、救急外来と精神科の連携体制の充実に努めます。

#### 2 再発防止に向けた支援体制の充実

- (1) 医療機関、県及び自殺未遂者に関する関係機関との連携により、継続的な支援に努めます。

## V 遺族等へのケアと支援施策の充実

### ■現状と課題

遺族に対する支援として、県において、遺族同士がお互いの体験や悩み等を分かち合う場としての交流会を定期的を開催しています。

遺族等については、大切な家族を失った悲しみに加え、経済的な問題や、強い自責の念などにより追いつめられる場合も多く、その結果、心の病気などにつな



がる恐れがあることなどから、遺族等に対する心のケアの充実が求められています。

## ■推進施策

### 1 遺族等への心のケアの充実

- (1) 遺族等に対し、相談窓口や遺族交流会の情報等の提供に努めます。
- (2) 遺児に対しては、スクールカウンセラー等の緊急派遣を調整し日頃から接する機会が多い学校の教職員や県等との連絡調整を図り、相談体制の充実に努めます。

## 主な取り組み一覧

[取組の方向性]

自殺対策は、本市における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を最大限活かす形で、全庁的な取組として「生きることの包括な支援（＝自殺対策）」を推進する。

目的	施策の方向性	施策の主な内容		
1 自殺予防に向けた普及啓発の充実	(1) 自殺に関する実態把握 <span style="float:right">④</span>	①自殺の実態把握	●自殺統計による実態把握 ●自殺対策計	
	(2) 自殺に関する情報提供 <span style="float:right">④</span>	①広報等を活用した情報の提供	・広報・ケーブ	
		②各種相談窓口等の情報の一元的な提供	・相談窓口一覧 ・子ども向けの ・救急講習会な ・中小企業の事	
	(3) 普及啓発活動の推進 <span style="float:right">④</span>	③児童生徒に対するSOSの出し方教育の推進	●児童生徒へ付ける教育の	
2 自殺予防のための相談支援の充実	(1) 自殺に関する相談窓口の充実 <span style="float:right">④</span>	①相談体制の充実	・心の相談の随 ●庁内横断的	
		②地域における見守り体制の充実	・民生委員・児周知	
		③公的機関や民間団体等の連携強化	・自殺対策計画	
		④アルコール・ギャンブル依存等の相談支援の充実	・心の相談の随	
	(2) 世代別の相談支援の充実 <span style="float:right">④</span>	【若年層・妊産婦】		
		①いじめに関する相談支援の充実		・「いじめアンケート」 ・オアシスライ
		②スクールカウンセラー等による心のケアの充実		・スクールカウンセラー
		③ひきこもりへの相談支援の充実		●「生活サポート」 ・要保護児童
	④個別の相談支援の充実		・家庭児童相談 ・女性なんでも	

●=新規・拡大の取り組み

主な取組	担当部署	主な協力関係機関
自殺実態プロファイル、人口動態統計、警察庁統計) 握	健康推進課	七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
実務担当者会議・自殺対策委員会での実態把握		
ルテレビ等を活用した自殺に関する情報発信	健康推進課	
の作成・配布		七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
自殺予防リーフレットの作成・配布	健康推進課・教育委員会	七尾市内中学校
どで命の尊さ等についてのパンフレットの配布	七尾鹿島消防本部	
業主を介して相談窓口の周知	健康推進課	七尾労働基準監督署
命の大切さを実感できる教育やストレス対処法等を身に推進	健康推進課・教育委員会	七尾市医師会
週間(9/10~9/16)、自殺対策強化月間(3月)の普	健康推進課	七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
時実施	健康推進課	七尾市医師会・石川県能登中部保健福祉センター
な体制づくりの検討		自殺対策計画実務担当者会議
童委員や町会等の連携による見守り体制・相談窓口の	福祉課・健康推進課	七尾市民生委員児童委員協議会・七尾市町会連合会
実務担当者会議・自殺対策委員会の開催【再掲】	健康推進課	七尾市自殺対策委員会 自殺対策計画実務担当者会議
時実施	健康推進課	七尾市医師会・石川県能登中部保健福祉センター
ート」の実施	教育委員会	石川県七尾児童相談所・七尾警察署・子育て支援課
ン(親と子のなんでも電話相談)の実施		小中学校
ンセラー等の配置調整	教育委員会	県教育委員会
トセンターななお」による相談支援	福祉課	石川県能登中部保健福祉センター
対策地域協議会の開催	子育て支援課	石川県七尾児童相談所・石川県能登中部保健福祉センター・教育委員会・健康推進課
・母子・父子家庭相談、女性相談の実施		七尾市民生委員児童委員協議会
相談の実施	総務課	七尾市社会福祉協議会・子育て支援課

目的	施策の方向性	施策の主な内容	
2 自殺予防のための相談支援の充実	(2) 世代別の相談支援の充実		・妊産婦健診等の実施
		【中高年】	
		①雇用対策の推進、相談支援の充実	・就労に関する ・「生活サポート」実施
		②中高年に対する相談支援の充実	・国民健康保険 ・心の相談の随
		③生活困窮者に対する相談支援の充実	・多重債務者に
			・「生活サポート」実施【再掲】
			・市税・国民健康付相談の実施
		【高齢者】	
		①高齢者に対する相談支援の充実	●地域の通いの推進
			・地域包括支援 ・心の相談の随
		②介護者に対する相談支援の充実	・地域包括支援 ・介護家族など
	③生活困窮者に対する相談支援の充実	・多重債務者に	
・「生活サポート」【再掲】			
・市税・介護保宅使用料に関			
(3) 相談従事者等の人材育成・資質向上	①ゲートキーパー養成研修の実施	・民生委員・児	

主な取組	担当部署	主な協力関係機関
両親学級・赤ちゃん訪問・育児相談（すくすく相談）	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
相談	産業振興課	ハローワーク七尾
トセンターななお」の専門の支援員による包括相談の	福祉課	ハローワーク七尾・七尾市医師会
特定健康診査受診後の保健指導時の心の相談の実施 時実施 【再掲】	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
対する弁護士による無料法律相談の実施	総務課	
トセンターななお」の専門の支援員による包括相談の	福祉課	ハローワーク七尾・七尾市医師会
康保険税・上下水道料金・公営住宅使用料に関する納	税務課・上下水道課・都市建築課	
場等における相談を支援につなげる仕組みづくりの	高齢者支援課	七尾市地域包括支援センター・七尾市社会福祉協議会・七尾市民生委員児童委員協議会・七尾市町会連合会
センターにおける総合相談の実施		七尾市民生委員児童委員協議会
時実施 【再掲】	健康推進課	七尾市医師会 石川県能登中部保健福祉センター
センターにおける総合相談の実施【再掲】		七尾市民生委員児童委員協議会
を支援する介護教室の実施	高齢者支援課	市内介護保険事業者・七尾市地域包括支援センター・七尾市民生委員児童委員協議会・七尾市町会連合会
対する弁護士による無料法律相談の実施【再掲】	総務課	
トセンターななお」の相談支援員による包括相談の実施	福祉課	七尾市地域包括支援センター・七尾市医師会
除料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金・公営住する納付相談の実施	税務課・高齢者支援課・保険課・上下水道課・都市建築課	生活サポートセンターななお
童委員、介護事業従事者等への知識の普及啓発	健康推進課	七尾市医師会・七尾市民生委員児童委員協議会・七尾市中能登町地域自立支援協議会・七尾市地域包括支援センター・七尾市町会連合会

目的	施策の方向性	施策の主な内容	
3 心の健康づくりと早期発見の促進	(1) 心の健康づくりの推進 ㊦	①学校における心の健康づくりの推進	●児童生徒へを身に付ける教
		②地域における心の健康づくりの推進	・地域でのここ
			・介護予防事
	(2) 心の病気の早期発見の促進	①うつ病スクリーニング検査の推進	・健康相談に
			・がん検診の
		・介護予防・ストの実施	
②産婦健康診査等とうつ病スクリーニング検査の実施の推進	・産後うつ病の		
	③不登校の児童・生徒の心の病気の早期発見の促進	・スクールカウ	
4 自殺未遂者へのケアと再発防止対策の充実	(1) 自殺未遂者への心のケアの充実	①救急医療と精神科医療の連携の推進	・救急外来と
	(2) 再発防止に向けた支援体制の充実	①自殺未遂者に対する継続的な支援の促進	・退院時及び
5 遺族等へのケアと支援施策の充実	(1) 遺族等への心のケアの充実	①遺族交流会等の情報提供、支援の充実	・県の遺族交
		・相談窓口一	
②自殺発生後の事後対応の充実	・スクールカウ		

出典：平成30年度市町自殺対策担当者連絡会（石川県主催）資料2を参考に作成

主な取組	担当部署	主な協力関係機関
の命の大切さを実感できる教育やストレス対処法 育の推進【再掲】	健康推進課・ 教育委員会	七尾市医師会
ろの教室の実施	健康推進課	七尾市医師会・七尾市町会連 合会
業における住民主体の「通いの場」の実施	高齢者支援課	七尾市民生委員児童委員協議 会・七尾市社会福祉協議会・ 七尾市町会連合会
などで命の尊さ等についてのパンフレットの配布 【再掲】	七尾鹿島消防 本部	
おけるうつ病スクリーニング実施	健康推進課	七尾市医師会
集団検診会場での心の自己チェック票の配布		
日常生活支援総合事業における基本チェックリ	高齢者支援課	七尾市地域包括支援セン ター・七尾市民生委員児童委 員協議会・健康推進課
早期発見や適切な支援	健康推進課	七尾市医師会・石川県能登 中部保健福祉センター
ンセラー等の配置調整・県等との連絡調整	教育委員会	県教育委員会・石川県七尾児 童相談所・七尾市医師会・子 育て支援課・福祉課
精神科の連携体制の充実	公立能登総合 病院	健康推進課
随時のケア会議の開催	公立能登総合 病院	七尾警察署・石川県能登中部 保健福祉センター・七尾市民 生委員児童委員協議会・七尾 市町会連合・七尾鹿島消防本 部・七尾市地域包括支援セン ター・福祉課・健康推進課
流会の広報周知	健康推進課	石川県こころの健康センター
覧の配布【再掲】		
ンセラー等の緊急派遣の調整【再掲】	教育委員会	県教育委員会・七尾市医 師会





# 關係資料



# 関係資料

## 七尾市における自殺現状

表1 自殺者数の年次推移

(人)

	全国			石川県			七尾市		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成 16 年	30,247	21,955	8,292	270	196	74	15	12	3
17 年	30,553	22,236	8,317	265	195	70	12	8	4
18 年	29,921	21,419	8,502	265	194	71	22	16	6
19 年	30,827	22,007	8,820	257	192	65	19	16	3
20 年	30,229	21,546	8,683	239	172	67	16	9	7
21 年	30,707	22,189	8,518	254	179	75	9	8	1
22 年	29,554	21,028	8,526	261	195	66	16	12	4
23 年	28,896	19,904	8,992	261	186	75	15	8	7
24 年	26,433	18,485	7,948	241	165	76	15	10	5
25 年	26,063	18,158	7,905	204	145	59	8	6	2
26 年	24,417	16,875	7,542	180	133	47	9	7	2
27 年	23,152	16,202	6,950	209	123	86	13	11	2
28 年	21,017	14,639	6,378	177	127	50	9	6	3

出典：人口動態統計より作成

表2 自殺死亡率（人口10万対）の年次推移

	全国			石川県			七尾市		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成16年	24.0	35.6	12.8	22.9	34.4	12.2	24.3	41.1	9.2
17年	24.2	36.1	12.9	22.7	34.7	11.6	19.5	27.6	12.3
18年	23.7	34.8	13.2	22.8	34.6	11.8	36.4	56.4	19.7
19年	24.4	35.8	13.8	22.2	34.3	10.8	31.8	57.0	9.5
20年	24.0	35.1	13.5	20.7	30.8	11.2	27.1	32.5	22.3
21年	24.4	36.2	13.2	22.0	32.1	12.5	15.5	29.3	3.2
22年	23.4	34.2	13.2	22.5	34.8	11.0	27.9	44.3	13.2
23年	22.9	32.4	13.9	22.6	33.3	12.6	26.5	29.9	23.4
24年	21.0	30.1	12.3	20.9	29.6	12.8	26.8	37.9	32.3
25年	20.7	29.7	12.3	17.7	26.1	10.0	14.5	23.0	6.9
26年	19.5	17.6	11.7	15.7	24.0	8.0	16.6	27.3	7.0
27年	18.5	26.6	10.8	18.3	25.8	6.7	23.7	42.1	7.0
28年	16.8	24.1	9.9	15.5	23.0	8.5	16.6	23.4	10.5

出典：人口動態統計より作成

表3 厚生労働省人口動態統計と警察庁自殺統計による自殺者数の比較(七尾市)  
(人)

	厚生労働省人口動態統計			警察庁自殺統計		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成 21 年	9	8	1	10	9	1
22 年	16	12	4	19	12	7
23 年	15	8	7	19	10	9
24 年	15	10	5	15	10	5
25 年	8	6	2	10	7	3
26 年	9	7	2	11	8	3
27 年	13	11	2	13	10	3
28 年	9	6	3	8	6	2

出典：人口動態統計及び警察庁自殺統計より作成

表4 原因・動機別自殺者数の推移(七尾市) 主な3つまでを計上  
(人)

	家庭問題	健康問題	経済生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	計
平成 21 年	1	6	3	1	0	0	2	2	15
22 年	4	13	7	1	0	0	1	2	28
23 年	2	6	2	2	2	0	2	7	23
24 年	1	6	3	1	0	0	3	5	19
25 年	1	1	2	0	0	0	0	7	11
26 年	0	4	4	1	0	0	1	2	12
27 年	2	3	1	0	0	0	1	7	14
28 年	1	6	2	1	0	0	0	1	11

出典：警察庁自殺統計より作成

[参考] 厚生労働省人口動態統計と警察庁自殺統計との違いについて

	厚生労働省人口動態統計	警察庁自殺統計
対象	国内日本人のみ	総人口(外国人含む)
計上時点	自殺者の住所地をもとに死亡時点で計上	発見地を基に自殺死体発見時点(認知時点)で計上
計上方法	自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、後日死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は自殺に計上しない	死体発見時に自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査により自殺と判明した時点で計上する

# 「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

## 平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

### 第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. 関連施策との**有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再発の自衛を図る
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### 第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**  
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、  
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

# 自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p><b>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自殺実態プロジェクト、地域自殺対策の政策パッケージの作成</li> <li>・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成</li> <li>・地域自殺対策推進センターへの支援</li> <li>・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進</li> </ul>	<p><b>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施</li> <li>・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進）</li> <li>・自殺や自殺関連現象等に関する正しい知識の普及</li> <li>・うつ病等についての普及啓発の推進</li> </ul>	<p><b>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム）</li> <li>・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供</li> <li>・子ども・若者の自殺調査</li> <li>・死因究明制度との連動</li> <li>・オンライン施策の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析</li> </ul>	<p><b>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療等に関する専門的な知識を養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進</li> <li>・自殺対策の連携調整を担う人材の養成</li> <li>・かかりつけ医の資質向上</li> <li>・教職員に対する普及啓発</li> <li>・地域保健・産業保健スタッフの資質向上</li> <li>・ゲートキーパーの養成</li> <li>・家族や知人等を含めた支援者への支援</li> </ul>	<p><b>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・地域における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>・学校における心の健康づくり推進体制の整備</li> <li>・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進</li> </ul>	<p><b>6. 適切な精神保健医療福祉サービスの受けられるようにする</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置</li> <li>・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等</li> <li>・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策</li> </ul>
<p><b>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT（インターネットやSNS等）の活用</li> <li>・若くは児童虐待、性別平等意識の醸成、生活困窮者、ひとり親家庭、障がい者に対する支援の充実</li> <li>・妊産婦への支援の充実</li> <li>・相談の多様な手段の確保、アットホームの強化</li> <li>・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知</li> <li>・自殺対策に資する居場所づくりの推進</li> </ul>	<p><b>8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自殺未遂者支援拠点機能を担う医療機関の整備</li> <li>・医療と地域との連携推進による包括的な未遂者支援の強化</li> <li>・居場所づくりとの連動による支援</li> <li>・家族等の身近な支援者に対する支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> </ul>	<p><b>9. 遭われた人への支援を充実する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族の自助グループ等の運営支援</li> <li>・学校、職場等での事後対応の促進</li> <li>・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等</li> <li>・遺族等に対応する公的機関の職員への資質の向上</li> <li>・遺児等への支援</li> </ul>	<p><b>10. 民間団体との連携を強化する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体の人材育成に対する支援</li> <li>・地域における連携体制の確立</li> <li>・民間団体の相談事業に対する支援</li> <li>・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援</li> </ul>	<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを苦にした子どもの自殺の予防</li> <li>・学生・生徒への支援充実</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>・子どもへの支援の充実</li> <li>・若者への支援の充実</li> <li>・若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>・知人等への支援</li> </ul>	<p><b>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを苦にした子どもの自殺の予防</li> <li>・学生・生徒への支援充実</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の推進</li> <li>・子どもへの支援の充実</li> <li>・若者への支援の充実</li> <li>・若者の特性に応じた支援の充実</li> <li>・知人等への支援</li> </ul>
<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>	<p><b>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正</li> <li>・職場におけるメンタルヘルス対策の推進</li> <li>・ハラスメント防止対策</li> </ul>

## 七尾市自殺対策委員会設置要綱

平成22年4月26日告示第102号  
改正 平成27年6月15日告示第160号  
平成28年5月12日告示第132号  
平成30年3月19日告示第 40号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第3条第2項の規定に基づき、七尾市における自殺対策の推進を図るために、七尾市自殺対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、自殺対策の推進に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の推進に関する施策の実施を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定め、その任期は委員の任期とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員長は、委員を招集し、委員会の議長を務める。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、



議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年七尾市条例第43号)の定めるところによる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以降、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成27年6月15日告示第160号)

この告示は、平成27年6月15日から施行する。

附 則(平成28年5月12日告示第132号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年3月19日告示第40号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 七尾市自殺対策委員会 委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
委 員 長	(社) 七尾市医師会	宙メンタル クリニック院長	西 村 正 史
副委員長	(社福) 七尾市社会福祉協議会	事務局次長	北 山 達 朗
委 員	七尾市・中能登町地域自立支援協議会	会 長	今 寺 忠 造
	メンタルヘルスボランティア花の会	会 長	倉 田 尚 子
	七尾労働基準監督署	署 長	小 谷 一 彦
	石川県七尾警察署	生活安全課長	小 山 幸 子
	石川県司法書士会		笹 井 博 司
	七尾市町会連合会	会 長	佐 藤 一 郎
	七尾市民生委員児童委員協議会	会 長	深 浦 利 雄
	石川県能登中部保健福祉センター	健康推進課長	福 浦 浩 美
	石川県七尾児童相談所	児童相談課長	水 上 明

(五十音順、敬称略)

## 「七尾市自殺対策計画」策定経緯

年月日	経過等	主な協議事項
平成30年8月9日	第1回 自殺対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「七尾市自殺対策行動計画」の進捗状況について</li> <li>・「七尾市自殺対策計画」について</li> </ul>
平成30年11月28日	第2回 自殺対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「七尾市自殺対策計画」素案について</li> </ul>
平成30年12月 日 ～ 平成31年1月 日	パブリックコメント  (市民意見募集) の 実施	
平成31年3月	七尾市自殺対策計画 策定	